

日本語学会倫理綱領

2024年4月1日 制定

日本語学会および会員は、日本語をはじめとする言語を研究・教育し、その活動の成果を公表することにより、社会の発展に貢献することを責務としている。この責務の実現のために、本学会および会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、開かれた態度で学術的な相互批判・相互検証と成果公表に努める必要がある。

この認識のもと、本会は、適正な研究活動を行うために、以下の倫理綱領を制定する。日本語学会および会員は、その責務を自覚し、この綱領の理念を十分に認識し、遵守しなければならない。

(公正と信頼の確保)

第1条 会員は、日本語をはじめとする言語の研究・教育を行うに際して、また学会運営にあたって、公正を維持し、社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。

(差別の禁止)

第2条 会員は、各人の基本的人権を尊重し、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・社会的地位・使用言語などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第3条 会員は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントにあたるいかなる言動・行為もしてはならない。

(研究目的と研究手法の倫理的妥当性)

第4条 会員は、「言語系学会連合研究倫理に関するガイドライン」および「科学者の行動規範—改訂版—」(日本学術会議)に従い、以下の諸点に留意して、研究活動の倫理的妥当性を確保しなければならない。

(調査・研究成果の剽窃・盗用・捏造の禁止)

2 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、剽窃・盗用・データの捏造・改ざんや二重投稿をしてはならない。また、調査・研究を複数の研究者が共同で、あるいは他者の協力を得て行う場合、その実施上の役割分担や責任の所在及びその成果が公表される場合の著作権等について十分な合意形成をしておかなければならない。

(データ収集の適切性)

3 会員は、十分な説明と意思確認を行わずに調査もしくは実験を行ってはならない。調査もしくは実験の対象者の意思に反した方法や、対象者の心身に害を与える可能性のあ

る方法によってデータを収集してはならない。また、研究成果の公表や教育活動にあたって、プライバシーの保護と人権の尊重に最大限留意しなければならない。

付則 本綱領は2024年4月1日から施行する。